

岩手県告示第733号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第2項の規定により、公有水面の埋立てについて次のとおり免許の出願があった。

なお、同法第3条第1項の規定により、当該出願に係る関係書類を平成20年10月28日から平成20年11月17日まで岩手県県土整備部港湾課及び大船渡地方振興局土木部に備えておいて縦覧に供する。

平成20年10月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 免許の出願をした者の住所及び名称

- (1) 住所 盛岡市内丸10番1号
- (2) 名称 岩手県

2 免許出願年月日 平成20年10月21日

3 埋立区域

- (1) 位置 岩手県大船渡市赤崎町字山口165番4、165番1及び173番の地先公有水面
- (2) 区域 次の各地点のうち、①の地点と②の地点を結ぶ線、②の地点と③の地点を結ぶ平成19年の秋分の満潮位（D.L. +1.31メートル）における公有水面と陸地との境界線、③の地点から⑥の地点までを結ぶ線、及び①の地点と⑥の地点を結ぶ昭和62年6月16日付け岩手県指令港第78号の免許に係わる埋立区域と公有水面との境界線（D.L. +1.30メートル）により囲まれた区域。

①の地点 四等三角点大船渡港（北緯39度03分54秒3876、東経141度43分29秒8773）から100度39分04秒1,196.93メートルの地点

②の地点 ①の地点から261度20分50秒8.53メートルの地点

③の地点 ②の地点から351度20分50秒50.00メートルの地点

④の地点 ③の地点から81度20分50秒22.02メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から183度26分25秒23.08メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から91度08分23秒6.52メートルの地点

- (3) 面積 887.82平方メートル

4 埋立てに関する工事の施行区域

- (1) 位置 岩手県大船渡市赤崎町字山口165番4、165番1、173番及び84番4の地先公有水面

- (2) 区域 次の各地点を順次に結んだ線及び①'の地点と⑨'の地点を結んだ線により囲まれた区域

①'の地点 四等三角点大船渡港（北緯39度03分54秒3876、東経141度43分29秒8773）から103度05分26秒1,203.07メートルの地点

②'の地点 ①'の地点から261度20分50秒60.85メートルの地点

③'の地点 ②'の地点から351度20分50秒126.08メートルの地点

④'の地点 ③'の地点から83度15分29秒61.09メートルの地点

⑤'の地点 ④'の地点から128度15分59秒8.28メートルの地点

⑥'の地点 ⑤'の地点から81度20分50秒31.93メートルの地点

⑦'の地点 ⑥'の地点から169度40分12秒18.46メートルの地点

⑧'の地点 ⑦'の地点から92度04分05秒7.98メートルの地点

⑨'の地点 ⑧'の地点から184度03分16秒32.13メートルの地点

- (3) 面積 11,035.01平方メートル

5 埋立地の用途 係留施設用地